改正案

前々期 A 売上 900 万円

費税の課税事業者となる。

高の合計額)

属する課税期間の課税売上

は、その年(上図C)から

はじめに 消費税については、

の納税義務の判定は基準期

なお、年の途中で売上高

の課税売上高1000万

更正又は決定に基づく仕入 付の義務化、④消費税の 成23年度税制改正大綱」に16日に閣議決定された「平 算期間についての改正が 控除税額及び中間納付額の 正還付の未遂罪の創設、 税額控除に関する明細書添 より①事業者免税点の見直 22年度に続いて、22年12月 適用対象者の限定、③仕入 上の場合の仕入税額控除の 行に係る還付加算金の ②課稅売上割合95%以 **(5)** 業年度はそれぞれ免税事業 事業者は事業開始年及びそ 業者となる。つまり、個人 者については2年間免税事 めのものである。(平成18年 基準としていることを悪用 な基準期間の課税売上高を 税事業者の判定がこのよう 税点の改正は、消費税の課 者となる。今回の事業者免 した脱法行為を防止するた 八は設立事業年度及び翌事 月16日開催の政府税制調 の課税売上高がない事業 によることから、基準期

新設法人以外の法

法人については、前事業年 業年度が免税事業者である である個人についてはその ため、その年が免税事業者 ることとなった。 税期間から課税事業者とす 度の課税売上高のそれぞれ 前年の課税売上高、その事 定額を基準としてその課 の不当な回避に対処する こうした手口による消費

の場合

現行消費税では、

消費税

(出典 政府税制調査会一部加筆)

個人事業者

見直し (消法9)

事業者免税点

期間を選択している場合に ることとなる場合において 税期間の課税売上高の合計 は、特定期間に帰属する課 の課税売上高(短期の課税 額) が1000万円を超え C) の前年 (上図B) 個人事業者のその年(上 (「特定期間」という。) 1日から6月30日までの きは、その前々事業年度 る場合には、その期間に帰 期の課税期間を選択してい 度の課税売上高をいい、 場合には、その前々事業年 前々事業年度が5月以下の 6月間の課税売上高 (その 業年度(上図A)があると 前1年内に開始した前々事その事業年度(上図C)の B)が7月以下の場合で、 図C)の前事業年度 (上図A) の開始の日から 法人のその事業年度(上 予定して設計されている間

イ

適用対象者

(消法30

前期 B 当期 C | 売上 3,000 万円 売上 3,000 万円

計額で判定することができ 与等の支払明細書の支払合 ける所得税法に規定する給 を把握することが困難な個 上高に代えて特定期間にお 人事業者に配慮し、課税売

度が1年以外の場合もある ことから次により判定する。 法人については、事業年 法人のその事業年度 法人 事業年度が7月超の

ロ 事業年度が7月の課税事業者となる。 年度 (上図C) から消費税 場合においては、その事業 0万円を超えることとなる 売上高の合計額)が100 に帰属する課税期間の課税 る場合には、その特定期間 期の課税期間を選択してい 定期間)の課税売上高 B) 開始の日から6月間(特 図C)の前事業年度 ができる。 適用時期

務上の問題点及びその対応

目について、その概要、

会提出資料参照)。

查会第56回基礎問題小委員

上について、その概要、実本稿は、これらの改正項

事業年度が7月以下 をその課税期間の前々課税 直しにならない。 又は前事業年度の課税売上 において課税事業者の判 ク的な改正では本質的な見 高を基準とするパッチワー しているのであって、前年 今回の改正は、消費税法 間としていることに基因 消費税は転嫁することを

う場合には、すべての事業 その負担は消費者、納税義 とから、事業者が事業を行 務者を事業者としているこ 者を課税事業者とすべきで 一般との位置づけであり、 税売上割合が95%以上の場の課税期間における課 用対象者をその課税期 除できる消費税の制度の適 の税額の全額を仕入税額控 合において、課税仕入れ等

円を超えることとなる場合 税事業者となる。 においては、その事業年 (上図C) から消費税の課 度

課税売上高に代えて特定期 することが困難である場合 支払合計額で判定すること する給与等の支払明細書の 間における所得税法に規定 特定期間中に売上高を把 ない中小零細企業ではその こ、中間決算を採用してい は、個人事業者と同様に イ又は口の場合にお

平成24年10月1日以後に開 その年又はその事業年度 事務負担への配慮及び混乱 を来たさないよう配慮し、 始するものについて適用す 上記の改正は、事業者の

(1) 改正の内容 を含めた改正といえる。 という批判に対処すること ることによる納付しない仕 除の整備と95%をクリアす れの目的に合わせた税額 人税額が益税となっている 今回の改正は、 課税仕入

ことから平成24年4月1日 以後に開始する課税期間 備期間を十分に取るという 務負担に配慮し、必要な準 イの改正は、 事業者の

> 明細書」の は、「仕入税額 の消費税額

付を法定要件

母控除に関する

還付について

実務への対応等

ることとな

容も見直しす

の罰金又はこれらの併科と

売上高の把握が困 ることを提案していること 者の存在は、 ってはならないと考える。 との兼ね合いから免税事業 来インボイス方式を導入す

いかがであろうか。

%による仕入税額 の限定 (消法30②) 控除の適用対象 課税売上割合95

つま

である。 その課税仕入れの目的にか ののすべてについて、その 課税方式を採用しているも 全額を控除するというも 95%以上である場合には、 課税期間の課税売上割合 税仕入れに係る消費税額 かわらずその課税期間の課 控除は、事業者のうち原則 95%基準による仕入税額

間を選択している事業者に であるもの、短期の課税期 事業年度の月数が1年未満 新規設立の新設法人でその 年未満の事業者、たとえば 額)をいい、課税期間が1 を控除した金額(税抜 る対価の返還等に係る金額 課税売上高は、売上げに係 おける課税売上高を年換算 基礎となるその課税期間 した金額をいう。 いては、その課税期間 金

がこれを提出していた。そ れ等を記載 発生理由及び主な課税仕入 額、消費税額)、還付事由の 金額(還付税 の明細書には控除対象取引 意提出依頼を受けて事業者控除に関する明細書」の任 轄税務署から 今回の改芸 改正前の手 上において、こ していた。 **ト続として、**所 党額の費目、金 の「仕入税額

【江東西】

直すべきであると考える して納税義務を根本的に見 う大きな失敗を反面教師と から排除されてしまうと て、免税事業者が経済取引 かつての売上税法案にお 原則としてあ 式」のいずれかの方式によ式」又は「一括比例配分方 者を除いて、仕入税額控 える事業者については、そ り計算し、5億円超の事 税制度の適用を受ける事 間の課税売上高5億円を超 事業者に限定する。 課税売上高が5億円 については「個別対応方)課税期間について簡易課 したがって、その課税期

算することとなる。 算することとなる。 未満の者は、原則課税方式 業者で課税売上割合が95% 事業者及び5億円以下の り、課税売上高5億円超の 者は課税売上割合により計 により仕入税額控除額を計

事

の義務化

イの適用対象者の判定 売上高 (消法9②) 判定基準となる課税

ることが必要となる。 申告書(消法52)を提出す り、これには消費税の還付 を還付することとなってお 超えることとなる場合に 税売上げに係る消費税額を は、この超える部分の税額 仕入れに係る消費税額が課 消費税においては、課税

ている。 税では仕入税額が過大とな た還付事件が相当数発生し 金額を還付することとされ ており、この制度を悪用し た場合には、その超える 3に示したとおり、消費

懲役若しくは1000万円 規定を創設し、10年以下の が、今回の改正で消費税の 還付の未遂について改正前 は、処罰規定がなかった より消費税の不正還付を防 小正還付の未遂を処罰する 止するほか、消費税の不正 に関する明細書」の提出に 3による「仕入税額控除

が、いわゆる び「課税・非課税に共通し み要するもの 仕入れを「課税売上げにの 念を払拭し、 仕入れになるという固定概 的にかかわら ち管理費が課 する課税期間 平成24年4月 円超の事業者 除外となる課税売上高5億 上げにのみ要するもの」及 いわゆる5 の」、「非課税売 すべての課税 びずすべて共通 税仕入れの目 損益科目のう 1日以後開始 から適用する %基準の適用

その判定部署・担当者の確 課税仕入れ されることから新たな会計 重なものとなることが予想 めての事務負担は、相当過 必要がある。 て要するもの」に区分する ることが必要である。 定等について今から対応す ソフトの選合 関する明細書添付仕入税額控除に この区分を含 一、予算措置、 区分基準及び

付の未遂罪の創設 消費税の不正還 計算期間に算入しない改正 更正の日の翌日以後1月を 後3月を経過した日と当該 くものである場合には、そ 該更正が更正の請求に基づ 以後1月を経過する日(当 の翌日から更正の日の翌日 納金に係る還付加算金の計 を受けて申告納税額の過誤 会計検査院からの意見表明 経過した日とのいずれか早 の更正の請求の日の翌日以 算期間との均衡を考慮し 算金の計算期間について、 される場合における還付加 消費税について更正があっ た場合において、その更正 に基づき中間納付額が還付 、日)までの日数は、その 確定申告により確定した 確定申告書の提出期限

算期間

還付申告書について適用す 年4月1日以後に提出する 間も必要なことから平成24 この改正事項は、準備期 還付加算金の